

運 営 規 程

社会福祉法人 旭 川 健 翔 会
あさがおデイサービスセンター

社会福祉法人 旭川健翔会

あさがおデイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人旭川健翔会(以下、「事業者」という。)が運営する、あさがおデイサービスセンター(以下、「事業所」という。)において行う、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者又は従業者(以下、「従業者」という。)が、要介護状態若しくは要支援状態にあるご利用者(以下「ご利用者」という。)に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者等は、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 ご利用者の意思及び人格を尊重して、常にご利用者の立場に立って指定通所介護等の提供に努める。
 - 3 指定通所介護等の実施に当たっては、ご利用者の要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、ご利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 5 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業所は、指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あさがおデイサービスセンター
- (2) 所在地 旭川市豊岡4条6丁目4番27号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名以上配置

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込に係る調整、ご利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行い、また従業者と協力して地域密着型通所介護計画書又は、第1号通所事業計画書（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。

(3) 介護職員 2名以上配置

介護職員は、ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護やその他必要な業務の提供にあたる。

(4) 看護職員 1名以上配置

看護職員は、ご利用者の心身の状況等を的確に把握し、健康管理その他必要な業務の提供にあたり、かかりつけ医との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上配置（兼任看護職員）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。
ただし、第3土曜日及び12月30日から1月3日までを除く。 |
| (2) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時45分までとする。 |
| (3) サービス提供時間 | 午前9時30分から午後4時45分までとする。 |

(利用定員)

第6条 事業所のご利用者の定員は、18人とする。（第1号通所事業定員を含む）

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」）に基づいてサービスを行うものとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動・移乗の介助
- ウ 養護
- エ その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に関して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア 入浴の形態は、一般浴槽による入浴
- イ 衣類着脱の介護
- ウ 身体の清拭
- エ 整髪
- オ 洗身
- カ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望するご利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア 食事の準備

イ 配膳下膳の介助

ウ 食事摂取の介助

エ その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

ア 転倒予防体操

イ 上下肢筋力体操

ウ 移乗動作訓練

エ 歩行訓練

オ 嚙下体操

(5) アクティビティサービスに関すること

ご利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア レクリエーション

イ クラブ活動（習字・手芸・民謡）

ウ 音楽療法

エ 行事

オ 娯楽

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とするご利用者に対し送迎サービスを提供する。

(7) 健康チェックに関すること

看護職員がご利用者に対し健康チェックを行う。

(8) 相談・助言に関すること

ご利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、ご利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 ご利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該ご利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。

ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該ご利用者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成など)

第9条 指定通所介護計画の提供を開始する際には、ご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。

また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、ご利用者又はご家族に対し、当該計画等の内容を説明し、同意を得る。
- 3 ご利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録)

第10条 従業者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、その他必要な記録を事業実施記録簿・介護支援経過等に記載し、その完結の日から2年間保存する。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

(指定通所介護等の利用料等及び支払の方法)

第11条 当事業所が提供する指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は旭川市が定める基準によるものとする。

当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、各ご利用者の介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載された自己負担割合を乗じた額を徴収し、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護等を利用した場合の利用料は、介護報酬告示上の額を徴収する。(別紙「利用料金表」参照)

また、上記に掲げる費用の額のほか、必要に応じて次に掲げるその他のサービスに係る費用の額以内の額を徴収することができる。

- (1) 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、所定単位数の5%を加算する。
 - (2) ご利用者の希望により、サービス提供時間の前後に自費による延長サービスを提供する場合に要する費用は、延長1時間につき1,000円とする。
 - (3) 食事の提供に要する費用として、1食につき670円とする。
 - (4) おむつ代は実費とする。
 - (5) 前各号に掲げるものの他、指定通所介護等の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、その支払いに関する旨の文書に記名・押印を得る。
 - 3 指定通所介護等のご利用者は、事業所の定める期日に、別途「重要事項説明書」で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、旭川市内とする。

(内容及び手続きの説明および同意)

第13条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で記名押印を受ける。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、指定通所介護等を実施中に、ご利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、ご家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講ずる。

3 指定通所介護等を実施中に、天災その他の災害が発生した場合、ご利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し、避難訓練等を行うとともに、必要な設備を備える。

(衛生管理及び従事者等の健康管理など)

第16条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、ご利用者又はご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得たご利用者又はご家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者又はご家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

- 2 事業所は、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ず身体的拘束等を行う場合は、本人又はご家族に対し、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第1号通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 ご利用者は、指定通所介護等の提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- (1) 浴室・機能訓練用機器等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。
また、体調が思わしくない時には、その旨を従業者に伝えて頂くこと。
- (2) 施設内は禁煙とする。
- (3) 利用契約書第12条に基づき定められた重要事項説明書の「7. サービスの利用に関する留意事項」記載の事項を遵守すること。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(地域との連携)

第22条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(運営推進会議)

第23条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議を6ヶ月に1回開催して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望・助言等を聞く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する。

(相談・苦情対応)

第24条 事業所は、ご利用者からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護サービス等に関するご利用者の要望、苦情等に対し適切に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、旭川市及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は、旭川市及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善内容を報告する。

(事故処理)

第25条 事業所は、サービス提供に際し、ご利用者に事故が発生した場合には、速やかに旭川市、介護支援専門員、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(ハラスメントの防止・対応)

第26条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者がご利用者・ご利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合やご利用者・ご利用者の家族等が事業所の指示に従っていただけない場合は、サービスの提供を制限することができるものとする。

(掲 示)

第27条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料、その他のサービスの選択に資する運営規程の重要事項を掲示するとともに、ウェブサイトに掲載します。

(その他運営についての留意事項)

第28条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭川健翔会とあさがおデイサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(裁判管轄)

第29条 契約に関する紛争の訴えは、ご利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

(契約外事項)

第30条 契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

利 用 料 金 表

令和7年4月1日施行
あさがおデイサービスセンター

<地域密着型通所介護>

地域密着型通所介護		保 険 内				保険外	合 計 (1日)
		介護保険適用分のご利用者負担（1割負担）					
		地域密着型 通所介護費 (基本報酬)	入浴介助加算(Ⅰ)	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	計 (1日)	食 費 (1日)	
介 護 度	要介護 1	753 円	40 円	22 円	815 円	670円	1,485 円
	要介護 2	890 円	40 円	22 円	952 円		1,622 円
	要介護 3	1,032 円	40 円	22 円	1,094 円		1,764 円
	要介護 4	1,172 円	40 円	22 円	1,234 円		1,904 円
	要介護 5	1,312 円	40 円	22 円	1,374 円		2,044 円

- ★ サービス提供時間 9時30分～16時45分（延長料金…1時間当たり1,000円）
- ★ 入浴介助加算(I)はご利用された場合に加算となります。
- ★ 科学的介護推進体制加算につきましては、1ヶ月あたり40円加算となります。
- ★ 介護職員等処遇改善加算(I)につきましては、1ヶ月あたりの総単位数に加算率9.2%を乗じた単位数で算定することとなっておりまして、月末の利用実績により別途請求させていただきます。
- ★ 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

※ 尚、ご質問やご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。
また、いつでも見学に対応し、事業計画・財務状況等も閲覧することができます。

<第1号通所事業>

第1号通所事業		保 険 内				保険外
		介護保険適用分のご利用者負担（1割負担）				食 費 (1日)
		通所型サービス費 (第1号通所事業) (基本報酬)	科学的介護 推進体制加算	サービス提供体制 強化加算(I)	計 (1ヶ月)	
介 護 度	事業対象者	1,798 円	40 円	88 円	1,926 円	670円
	要支援 1	1,798 円	40 円	88 円	1,926 円	
	要支援 2	3,621 円	40 円	176 円	3,837 円	

- ★ サービス提供時間 9時30分～16時45分（延長料金…1時間当たり1,000円）
- ★ 介護職員等処遇改善加算(I)につきましては、1ヶ月あたりの総単位数に加算率9.2%を乗じた単位数で算定することとなっておりまして、月末の利用実績により別途請求させていただきます。
- ★ 一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

※ 尚、ご質問やご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。
また、いつでも見学に対応し、事業計画・財務状況等も閲覧することができます。

旭川市豊岡4条6丁目4番27号
あさがおデイサービスセンター
電話 0166-38-6121